

## 仮徴収のお知らせ 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

令和4年2月に年金から保険料(税)が差し引かれた方は、引き続き4月以降に支給される年金から保険料(税)が差し引かれます。

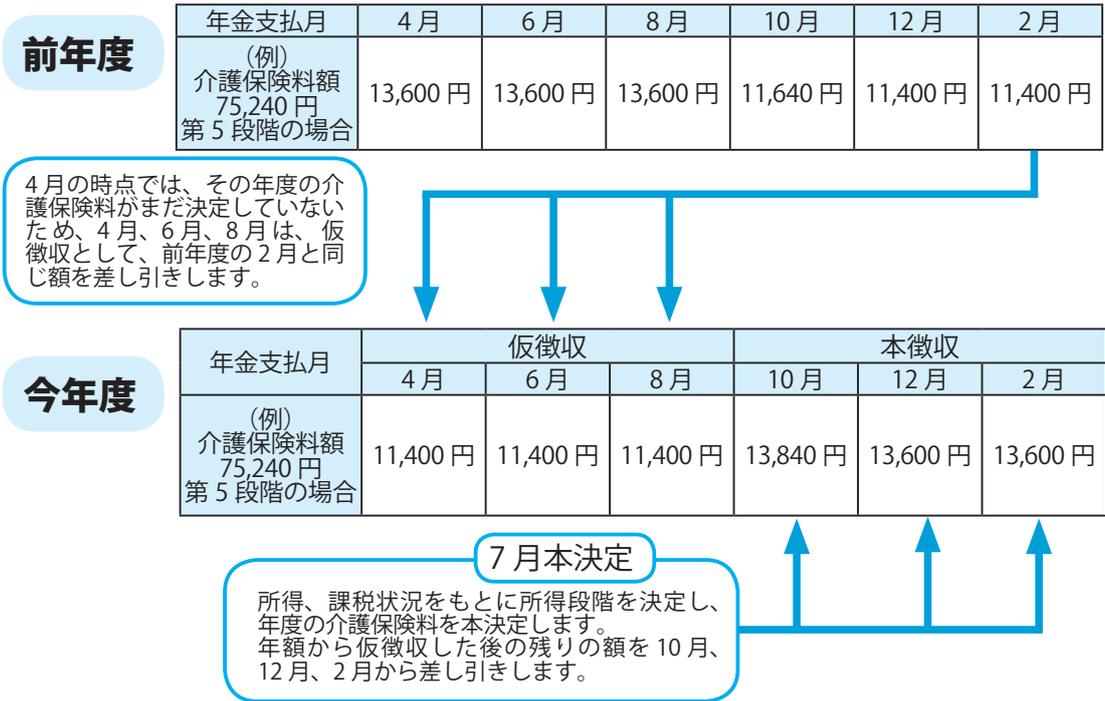
4月、6月、8月に差し引く金額は、令和4年2月に年金から差し引かれた金額と同額(仮徴収)となり、10月、12月、2月に差し引く金額は、年間の保険料(税)から仮徴収した金額を差し引いたものを3回に割り振った額になります。

仮徴収をすることで、早い段階で保険料(税)を年金から差し引くことができ、一回当たりの支払いの負担額を減らすことができます。

※年間の保険料(税)が確定するのは、市県民税が確定した後となるため、7~8月となります。

●詳細は問い合わせください。  
●問い合わせ先 税務課(☎372127)

(例) 介護保険料 年金差し引きの仕組み



### 国民健康保険に加入している方へ

## 介護保険適用除外のお知らせ

●介護保険適用除外とは  
市の国民健康保険に加入している40歳から65歳未満の方は、介護保険2号被保険者となり、国民健康保険税の「介護分」が賦課されます。

ただし、介護保険適用除外施設に入所している方は、届け出をすることで介護保険の被保険者ではなくなり、「介護分」を納付する必要がなくなります。

左表の記載事項に該当する場合は、市役所1階保険年金課に届け出ください。

●市内の介護保険適用除外施設 障害者支援施設 ふきのとう苑

●問い合わせ先 保険年金課 (☎372140)

### ●届け出が必要なとき

こんなときには届出を	必要書類
40歳から65歳未満の市国保の方が介護保険適用除外施設に入所したとき	入所日が分かる書類
40歳から65歳未満の市国保の方が介護保険適用除外施設から退所したとき	退所日が分かる書類
介護保険適用除外施設に入所している市国保の方が40歳に到達したとき	入所していることが分かる書類
介護保険適用除外施設に入所している40歳から65歳未満の方が市国保に加入したとき	入所していることが分かる書類
介護保険適用除外施設に入所している40歳から65歳未満の方が市国保から脱退したとき	入所していることが分かる書類

※該当日から14日以内に届け出ください。